

保医発 0414 第 3 号
令和 8 年 4 月 14 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 198 号）が令和 8 年 4 月 14 日に告示され、第 1 条及び第 3 条については同年 4 月 15 日付け、第 2 条及び第 4 条については同年 6 月 1 日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 21 日付け保医発 0321 第 6 号。以下「旧留意事項通知」という。）及び「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 18 日付け保医発 0318 第 4 号。以下「新留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

旧留意事項通知及び新留意事項通知の診断群分類定義表中、「040100 喘息」及び「090010 乳房の悪性腫瘍」を別紙のとおり改める。

2. 改正の概要について

旧留意事項通知及び新留意事項通知については「040100 喘息」のうち手術・処置等 2 の 2 に「デペモキマブ」を追加し、及び「090010 乳房の悪性腫瘍」のうち手術・処置等 2 の 9 に「ツカチニブ エタノール付加物」を追加する。

(別紙)

診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		病態等分類			年齢、出生時体重等				手術				手術・処置等1				手術・処置等2				定義副傷病				重症度等	
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	対応コード	フラグ	病態区分	コード	フラグ	年齢、出生時体重	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	対応コード	フラグ	重症度等			
04	0100	喘息	喘息	J45\$				00	0	15歳以上		99	99	手術なし						2	2	オマリズマブ		1	1	慢性閉塞性肺疾患	040120		
			喘息発作重積状態	J46				15	1	3歳以上15歳未満		97	97	手術あり						2	2	メボリズマブ		1	1	2型糖尿病(糖尿病性ケトアシドーシスを除	10007x		
								03	2	3歳未満										2	2	ベンラズマブ							
																				2	2	テゼベルマブ							
																				2	2	デベモキマブ							
																				1	1	人工呼吸	J045\$						

